

平成 28 年 11 月

# 第 4 回稲城市議会定例会議案

( 11 月 28 日開会  
月 日閉会 )

氏 名

平成28年第4回稲城市議会定例会 議案目録

<条 例>

- 第59号議案 稲城市農業委員会の委員の定数条例
- 第60号議案 稲城市印鑑条例の一部を改正する条例
- 第61号議案 稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第62号議案 稲城市市税条例等の一部を改正する条例
- 第63号議案 稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第64号議案 稲城市手数料条例の一部を改正する条例
- 第65号議案 稲城市体育施設条例の一部を改正する条例
- 第66号議案 稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

<補正予算>

- 第67号議案 平成28年度東京都稲城市一般会計補正予算（第4号）
- 第68号議案 平成28年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第69号議案 平成28年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 第70号議案 平成28年度東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

<そ の 他>

- 第71号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約
- 第72号議案 稲城市道路線の認定について（稲城上平尾土地区画整理事業及び稲城小田良土地区画整理事業に伴う27路線）
- 第73号議案 稲城市道路線の認定について（南山東部土地区画整理事業に伴う6路線）

第74号議案 稲城市道路線の変更について

第75号議案 稲城市健康プラザの指定管理者の指定について

第59号議案

稲城市農業委員会の委員の定数条例

上記の議案を提出する。

平成28年11月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行に伴い、同法による改正後の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき稲城市農業委員会の委員の定数に係る規定を整理するため、稲城市農業委員会の委員の定数条例の全部を改正する必要があるので、本案を提出する。

## 稲城市農業委員会の委員の定数条例

稲城市農業委員会の委員の定数条例（平成20年稲城市条例第10号）の全部を改正する。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定により条例で定める稲城市農業委員会の委員の定数は、12人とする。

### 付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在任する稲城市農業委員会の委員は、その任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。

## 第60号議案

### 稲城市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年11月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

#### (提案理由)

コンビニエンスストア等の多機能端末機において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを使用することにより、印鑑登録証明書を自動で交付できることとするため、稲城市印鑑条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市印鑑条例の一部を改正する条例

稲城市印鑑条例（昭和62年稲城市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第23条を第24条とし、第20条から第22条までを1条ずつ繰り下げ、第19条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明の手続）

第20条 第18条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次項において同じ。）により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請があったときは、市長は、前条の規定にかかわらず、多機能端末機により印鑑登録証明書を交付するものとする。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

第61号議案

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年11月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った給与改定を実施するため、稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。



## 稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項各号を次のように改める。

(1) 扶養親族たる子（前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。）

9,000円

(2) 前項各号のいずれかに該当する者（前号に該当する者を除く。） 6,000円

（別表第1及び別表第4から別表第6までの給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員又は別表第3の給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が3級であり診療科部長、健診科長若しくは副参事の職務にある職員（以下「4級等職員」という。）にあっては、3,000円）

第7条第4項中「（扶養親族たる子のうちに前項第2号に該当する子がいる場合は、当該特定期間にある子の数から1を減じた数）」を削る。

第18条第2項の表1中「別表第1及び別表第4から別表第6までの給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員又は別表第3の給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が3級であり診療科部長、健診科長若しくは副参事の職務にある職員（以下「4級等職員」という。）」を「4級等職員」に改める。

第19条第2項中「100分の85」を「100分の90」に、「100分の105」を「100分の110」に、「100分の115」を「100分の120」に、「100分の40」を「100分の42.5」に、「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の90（4級等職員にあっては100分の110、5級等職員にあっては100分の120）」を「100分の95（4級等職員にあっては100分の115、5級等職員にあっては100分の125）」に改める。

別表第1再任用職員以外の職員の部150の項から153の項までを削り、同表備考第3項中「181,200円」を「182,700円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、別表第1の改正規定は平成29年4月1日から、第7条の改正規定及び第18条の改正規定は平成30年4月1日から施行する。  
（特例措置）

2 平成28年12月に支給する勤勉手当に係るこの条例による改正後の稲城市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の95」とあるのは「100分の100」と、「100分の115」とあるのは「100分の120」と、「100分の125」とあるのは「100分の130」と、「100分の42.5」とあるのは「100分の45」と、「100分の52.5」とあるのは「100分の55」とする。

（経過措置）

3 平成29年度分の扶養手当の月額については、この条例による改正前の稲城市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第7条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。

(1) 改正前の条例第7条第2項第1号に掲げる者 10,000円（改正前の条例別表第1及び別表第4から別表第6までの給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員又は改正前の条例別表第3の給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が3級であり診療科部長、健診科長若しくは副参事の職務にある職員にあつては、8,000円）

(2) 改正前の条例第7条第2項第2号に掲げる者のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの 11,500円

(3) 前号に規定する者のほか、改正前の条例第7条第2項第2号に掲げる者のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。） 10,000円

(4) 改正前の条例第7条第2項第2号に掲げる者（前2号に掲げる者を除く。） 7,500円

(5) 改正前の条例第7条第2項第3号から第5号までに掲げる者 6,000円

4 平成29年3月31日現に改正前の条例別表第1の規定による1級150号給から1級153号給までを受けている者の平成29年4月1日における号給に係る改正後の

条例別表第1の適用については、同表の規定にかかわらず、それぞれ改正前の条例別表第1の規定による1級150号給から1級153号給までの号給とする。

- 5 前項の規定は、同項に規定する者が平成29年4月1日以後に昇格又は降給した場合における当該昇格又は降給した日以後の給料月額については、適用しない。

(給与の内払)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて平成28年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 7 第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 第62号議案

### 稲城市市税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

#### (提案理由)

都市計画税の税率を0.27%とする特例措置を平成29年度も適用するため、及び所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第8条の規定による外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和37年法律第144号）の改正等に伴い、稲城市市税条例等の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

## 稲城市市税条例等の一部を改正する条例

(稲城市市税条例の一部改正)

第1条 稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

付則第25条中「平成28年度分」を「平成29年度分」に改める。

(稲城市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 稲城市市税条例の一部を改正する条例（平成25年稲城市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中稲城市市税条例付則第18条の3の2を改め、同条を付則第18条の3とする改正規定を次のように改める。

付則第18条の3の2第2項中「付則第18条の3の2第1項」を「付則第18条の3第1項」に改め、同条を付則第18条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の3の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に

相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第18条の3の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第18条の3の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第18条の3の2第1項に規定する特

例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
  - (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第18条の3の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
  - (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用につい

ては、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第18条の3の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第18条の3の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

第2条中稲城市市税条例付則第18条の3の4を改め、同条を付則第18条の3の2とする改正規定を次のように改める。

付則第18条の3の4中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「付則第18条の3の4第1項」を「付則第18条の3の3第1項」に改め、同項第2号中「、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項」を「並びに付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項」に、「付則第18条の3の4第1項」を「付則第18条の3の3第1項」に改め、同項第3号中「付則第18条の3の4第1項」を「付則第18条の3の3第1項」に、「租税条約等実施特例法



」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「付則第18条の3の4第1項」を「付則第18条の3の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「付則第18条の3の4第3項」を「付則第18条の3の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項」を「並びに付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項」に、「付則第18条の3の4第3項」を「付則第18条の3の3第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「付則第18条の3の4第4項」と」を削り、同項第3号中「付則第18条の3の4第3項」を「付則第18条の3の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額若しくは」を加え、同項第4号中「付則第18条の3の4第3項」を「付則第18条の3の3第3項後段」に改め、同条第6項中「付則第18条の3の4第3項」を「付則第18条の3の3第3項前段」に改め、同条を付則第18条の3の3とする。

付則第2条第3項中「及び第18条の2から第18条の3の2まで」を「、第18条の2から第18条の3まで及び第18条の3の3」に改め、同項の次に次の1項を加える。

4 新条例付則第18条の3の2の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

(稲城市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 稲城市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年稲城市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち稲城市市税条例付則第15条の次に5条を加える改正規定中「付則第15条」を「付則第15条の3を削り、付則第15条」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の稲城市市税条例付則第25条の規定は、平成29年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第63号議案

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年11月28日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第8条の規定による外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和37年法律第144号）の改正等に伴い、稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年稲城市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち稲城市国民健康保険税条例（昭和41年稲城市条例第175号）付則第12項を削り、付則第13項を付則第10項とし、付則第14項を付則第11項とする改正規定を次のように改める。

付則第12項を削り、付則第13項を付則第10項とし、同項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関

する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

付則第14項を付則第13項とする。

第2条のうち稲城市国民健康保険税条例付則第15項を改め、同項を付則第12項とする改正規定中「付則第12項」を「付則第14項」に改める。

第2条のうち稲城市国民健康保険税条例付則第16項を付則第13項とする改正規定中「付則第13項」を「付則第15項」に改める。

付則第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、この条例中第2条の規定による改正後の稲城市国民健康保険税条例付則第11項及び第12項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

この条例は、公布の日から施行する。

第64号議案

稲城市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年11月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

コンビニエンスストア等の多機能端末機における証明書等の自動交付の受付を開始することに伴い、稲城市手数料条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

## 稲城市手数料条例の一部を改正する条例

稲城市手数料条例（平成12年稲城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、多機能端末機（稲城市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により交付したものに係る手数料については、適用しない。

### 付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。



第65号議案

稲城市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年11月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

南多摩スポーツ広場多目的広場の整備が完了することに伴い、施設の管理運営に係る東京都との協議が調ったことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、稲城市体育施設条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市体育施設条例の一部を改正する条例

稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

南多摩スポーツ広場多目的広場	稲城市大丸1452番地の1
----------------	---------------

別表第2ふれんど平尾グラウンドの項の次に次のように加える。

南多摩スポーツ広場多目的広場	午前8時から午後6時まで	12月29日から翌年の1月3日まで
----------------	--------------	-------------------

別表第3の5の表稲城長峰スポーツ広場の部の次に次のように加える。

南多摩スポーツ広場多目的広場	多目的広場	2時間	3,620円
----------------	-------	-----	--------

### 付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年3月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の稲城市体育施設条例に規定する南多摩スポーツ広場多目的広場の管理及び運営に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

第66号議案

稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年11月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）の改正等に伴い、稲城市火災予防条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

## 稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

稲城市火災予防条例（昭和45年稲城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第38条第3項中「供する防火対象物」の次に「（小規模特定用途複合防火対象物（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。以下同じ。）を除く。）」を加える。

第39条第1項第4号の2中「防火対象物」の次に「（小規模特定用途複合防火対象物を除く。）」を加え、同項第4号の3中「(16)項ロ」を「(16)項」に改め、「防火対象物」の次に「（同表(16)項イに掲げる防火対象物にあっては、小規模特定用途複合防火対象物に限る。）」を加える。

第41条第1項第2号中「(16)項」を「(16)項ロ」に、「(5)項」を「(5)項ロ」に改め、同項第3号中「(16)項」を「(16)項ロ」に改め、同条に次の3項を加える。

4 次に掲げる防火対象物又はその部分に設置する自動火災報知設備については、省令第23条第4項第1号へに掲げる部分に感知器を設けなければならない。

(1) 小規模特定用途複合防火対象物（主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。次号において同じ。）の部分のうち、令別表第1(5)項ロに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの

(2) 小規模特定用途複合防火対象物で、2階以上の階を令別表第1(5)項ロに掲げる用途に供するもの

(3) 小規模特定用途複合防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの

5 前項の規定により設ける自動火災報知設備について、省令第24条第5号、第5号の2又は第8号の2の規定を適用する場合においては、同条第5号ロ及びハ中「その部分（前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。）」とあるのは「その部分」と、同号ニ中「その階（前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。）」とあるのは「その階」と、同条第5号の2ロ(イ)及び(ロ)中「その部分（前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。）」とあるのは「その部分」と、同条第8号の2イ中

「その階（前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。）」とあるのは「その階」と読み替えるものとする。

- 6 前2項の規定は、第4項に規定する自動火災報知設備に代えて特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第1項の特定小規模施設用自動火災報知設備及び複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）第3条第1項の複合型居住施設用自動火災報知設備を用いる場合について、それぞれ準用する。

第45条第1項中「消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）」を「省令」に改め、同項第1号中「をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条に次の2項を加える。

- 3 小規模特定用途複合防火対象物の部分のうち、令別表第1(7)項に掲げる用途に供する部分（夜間において授業を行う課程を置くものに限る。）の床面積の合計が300平方メートル以上のものには、省令第28条の2第1項第5号及び第2項第4号に掲げる部分に避難口誘導灯及び通路誘導灯を設けなければならない。

- 4 小規模特定用途複合防火対象物の部分のうち、令別表第1(12)項に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上のものには、省令第28条の2第1項第5号に掲げる部分に避難口誘導灯を設けなければならない。

第55条の2の2第1項第1号中「防火対象物」の次に「（小規模特定用途複合防火対象物を除く。）」を加え、同項第3号中「(16)項口」を「(16)項」に改め、「防火対象物」の次に「（同表(16)項イに掲げる防火対象物にあつては、小規模特定用途複合防火対象物に限る。）」を加え、同条第3項から第5項までを削り、同条の次に次の1条を加える。

（防災センター要員）

第55条の2の3 前条第1項各号に掲げる防火対象物の管理について権限を有する者は、消防長が定める防災センター技術講習又は次項に規定する防災センター実務講習を修了し、消防長が定める修了証（以下「防災センター要員講習修了証」という。）の交付を受けている者のうちから、防災センターにおいて監視、操作等の業務に従事し、及び災害等が発生した場合に自衛消防の活動を行う者（以下「防災センター要員」という。）を規則で定めるところにより、前条第1項に規

定する防災センターに置かなければならない。

- 2 防災センター要員講習修了証の交付を受けている者は、当該修了証の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内に、消防長が定める防災センター実務講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降においても、同様とする。

第55条の5第1項第9号中「(16)項イに掲げる防火対象物」の次に「(小規模特定用途複合防火対象物を除く。)」を加え、同項第10号中「(16)項ロに掲げる防火対象物」を「(16)項に掲げる防火対象物(同表(16)項イに掲げる防火対象物にあつては、小規模特定用途複合防火対象物に限る。)」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。